

## 空き家の管理は 適正にお願いします



市では法律に基づき、空き家の適正な管理を進めています。空き家は所有者などが適正に管理することが原則です。

強風で屋根が飛んだり、落雪で被害を及ぼしたりしないよう、必要に応じて修理や除雪を行いましょう。

■通行人などに危害を及ぼすような空き家の相談  
…防災安全対策課☎(888)5434

■その他、相談窓口の問い合わせ  
…市民相談センター☎(888)5646

## 家庭の雪寄せ・雪下ろし事業者

作業内容や料金などは各事業者によって異なります。除雪希望の現場を見てもらい見積書を取るなど、内容や料金は事前によくご確認ください。

詳しくは、下記の各事業者へお問い合わせください。生活総務課☎(888)5622

- 住まいのコンビニ土日工業(新屋)  
☎(865)7386・FAX(864)1258
- 協建(外旭川)  
☎(853)0607・FAX(853)0624
- YG住建(南通)  
☎(836)5160・FAX(853)1656
- 虻川工務店(八橋)☎・FAX(863)4523
- マルキ商会(手形山)  
☎080-6014-5482・FAX(837)6988
- 便利ハウスいまの(仁井田)  
☎・FAX(839)4294
- 東日コーポレーション(仁井田)  
☎(884)1605・FAX(884)1606
- 光塗装工業(仁井田)☎090-5182-2965
- 桜宮繕(横森)  
☎(835)8291・FAX(835)8388

\*上の一覧は市ホームページで募集し、掲載希望があった事業者です(申込順)。市が事業者をあっせん・紹介するものではありません。広報掲載後に申し込みがあった事業者についても、随時市ホームページに掲載します。

◆広報ID番号 1032099

## 除雪マナーを 守りましょう

みんなの  
チカラで  
乗り切ろう!

### ◆道路に宅地内の雪を 出さないでください

除雪後の道路や融雪施設が設置された道路に雪を出さないでください。



路面状況が悪化し、事故の原因になります。

また、除雪作業に合わせて道路に雪を出すことで、作業が大幅に遅れるだけでなく、通行人にも迷惑がかかりますので絶対にやめましょう。

\*上記のように、交通に支障をきたすような行為は、法令(道路法など)違反となります。

### ◆玄関・車庫前の雪寄せにご協力をお願いします

除雪車通過後、道路に面した玄関や間口などに寄せられた雪は、各世帯で取り除くようご協力ください。

### ◆除雪の最大の障害となる

#### 路上駐車はやめましょう

路上への放置車1台で、その町内が後回しになったり、作業が中止になるなど、町内全体が迷惑します。路上駐車をしない、またはさせないようご周知ください。



### ◆敷鉄板などを置かないでください

宅地と車庫との段差を解消するための敷鉄板などがあると、除雪作業中に引っかけて破損するなど大変危険です。撤去するようお願いいたします。

## ご協力をお願いします

### ◆深夜の除雪作業に ご理解をお願いします

除雪は、バス通りなどの幹線道路が最優先です。翌朝の通勤時間帯までに完了させるため、作業は深夜になります。ご迷惑をおかけしますが、ご理解をお願いします。



### ◆作業中の除雪車には近づかないでください

### ◆雪で困っているかたがいるときは、

地域のみなさんで助け合いましょう

## 市民活動フェスタ2022で団体の活動をPRしよう！

対象

NPO・市民活動団体など、公益的な活動を行う団体

募集数

ブースの出展=30組  
プロモーション動画=20組



3月6日(日)にアルヴェで開催する「市民活動フェスタ2022」で、プロモーションブースの出展やプロモーション動画で団体の活動をPRしませんか？

動画は、秋田市公式YouTubeチャンネルでも配信します。

【申し込み】市民交流サロンのホームページに掲載している募集要領をご覧のうえ、参加申込書をダウンロードして、12月14日(火)(必着)までに、郵送、FAX、Eメールまたは直接窓口のいずれかで提出してください。応募多数の場合は抽選となります。

<https://www.alve.jp/facility/salon>

問い合わせ 市民交流サロン ☎(887)5312



## 国保に加入しているかたへ 高額療養費の申請は 確定申告の前に

世帯一か月の医療費自己負担額が、一定の額(自己負担限度額)を超えた場合、申請すると超えた分が払い戻しされる高額療養費制度があります。

申請の際、窓口で必ず領収書原本を確認します。確定申告などで、領収書を提出する前に手続きをしてください。



問い合わせ 国保年金課  
☎(888)5630

### 申請に必要なもの

- ▶国民健康保険被保険者証
- ▶振込先の預金通帳(世帯主義)
- ▶運転免許証など、手続きされるかたの本人確認書類
- ▶世帯主および申請対象者のマイナンバー確認書類
- ▶医療機関の領収書原本(受付印を押してお返しします)

### 申請窓口(平日)

- ▶国保年金課(市役所1階)
- ▶各市民サービスセンター(中央・東部・南部別館を除く)
- ▶駅東サービスセンター
- ▶岩見三内・大正寺の各連絡所

## 70歳未満のかたの自己負担限度額(月ごと)

同一の医療機関での一か月の自己負担額の合計が21,000円を超えたものを合算します(院外処方を含む)。入院・外来・歯科は別々に計算します。

世帯区分	基礎控除後の総所得金額	当該診療月以前12か月の高額療養費該当回数		適用区分
		1回目から3回目まで	4回目以降(※1)	
上位所得者	901万円超	252,600円 +(総医療費-842,000円)×0.01	140,100円	ア
	600万円超 901万円以下	167,400円 +(総医療費-558,000円)×0.01	93,000円	イ
一般	210万円超 600万円以下	80,100円 +(総医療費-267,000円)×0.01	44,400円	ウ
	210万円以下 住民税非課税世帯を除く	57,600円	44,400円	エ
住民税非課税世帯		35,400円	24,600円	オ

## 70歳以上75歳未満のかたの自己負担限度額(月ごと)

個人ごとに、外来、調剤の自己負担額をすべて合算できます。

区分(市民税の課税・非課税別)・・・適用区分は高齢受給者証が限度額認定証でご確認を					
課税世帯	高齢受給者証の一部負担金の欄が3割のかた	現役並みⅢ課税所得 690万円以上	外来 +入院(世帯)	252,600円 +(総医療費-842,000円)×0.01 (140,100円(※1))	
		現役並みⅡ課税所得 380万円以上		167,400円 +(総医療費-558,000円)×0.01 (93,000円(※1))	
		現役並みⅠ課税所得 145万円以上		80,100円 +(総医療費-267,000円)×0.01 (44,400円(※1))	
非課税世帯	高齢受給者証の一部負担金の欄が2割のかた	一般課税所得 145万円未満(※2)	外来(個人)	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 (44,000円(※1))
		認定証の適用区分Ⅱ		低Ⅱ	8,000円
		認定証の適用区分Ⅰ	低Ⅰ	8,000円	15,000円

※1 = 過去12か月以内に世帯単位で4回以上自己負担限度額に達した場合は、4回目から「多数該当」となり、自己負担限度額が下がります。

※2 = 世帯の70歳以上の国保加入者の収入合計額が520万円未満(1人世帯は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。